

平成 30 年 第 2 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 30 年 3 月 23 日 開会

平成 30 年 3 月 23 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成30年第2回南種子町議会臨時会目次

第1号（3月23日）（金曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第30号 南種子町多目的交流施設設置条例の一部を 改正する条例制定について	4
企画課長補佐説明	4
質疑	4
討論	4
採決	4
1. 閉 会	4

平成 30 年 第 2 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 30 年 3 月 23 日

平成 30 年第 2 回南種子町議会臨時会会議録
平成 30 年 3 月 23 日（金曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 提案理由の説明

○日程第 4 議案第 30 号 南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例
制定について

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10 名）

1 番	河 野 浩 二 君	2 番	柳 田 博 君
3 番	大 崎 照 男 君	4 番	塩 釜 俊 朗 君
5 番	広 浜 喜 一 郎 君	6 番	上 園 和 信 君
7 番	立 石 靖 夫 君	8 番	日 高 澄 夫 君
9 番	西 園 茂 君	10 番	小 園 實 重 君

4. 欠席議員（0 名）

5. 出席事務局職員

局 長 濱 田 広 文 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	名 越 修 君	副 町 長	長 田 繁 君

教 育 長	遠 藤 修 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	高 田 真 盛 君
会計管理者 兼会計課長	小川 ひとみ さん	企画課長補佐兼 観光経済係長	山 田 直 樹 君
保健福祉課長	小 西 嘉 秋 君	税務課徴収確保 対策担当参事	岩 坪 勝 則 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	島 崎 憲一郎 君
保 育 園 長	園 田 一 浩 君	教育委員会管理課長兼 給食センター所長兼 社会教育課長	小 脇 隆 則 君
農業委員会 事務局 長	古 市 義 朗 君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成30年第2回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、河野浩二君、2番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の議案第30号について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、条例案件1件でございます。

議案第30号は、南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法の根拠規定を改めるため条例改正するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては議案審議の折に、担当課長補佐から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第30号 南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第4、議案第30号南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課課長補佐、山田直樹君。

○企画課課長補佐（山田直樹君） 議案第30号について、御説明いたします。

議案第30号は、南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条のこの条例は、地方自治法第244条の規定に基づきとありますが、正しくは地方自治法第244条の2の規定に基づきですので、第244条を第244条の2に改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号南種子町多目的交流施設設置条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成30年第2回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦勞さまでした。

閉 会 午前10時4分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園 實重

南種子町議会議員 河野 浩二

南種子町議会議員 柳田 博